

公 示 日：2026年1月28日（水）

調達管理番号：25a00898

国 名：パラオ

担 当 部 署：経済開発部農業・農村開発第一グループ第一チーム

調 達 件 名：パラオ国果実生産・販売促進のためのミバエ類防除システム開発プロジェクト（果物販売促進・マーケティング支援業務）

適用される契約約款：

- ・「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

1. 担当業務、格付、期間等

- （1）担当業務：果物販売促進・マーケティング支援業務
- （2）格付：3号
- （3）業務の種類：専門家業務
- （4）全体期間：2026年3月下旬から2027年9月下旬
- （5）業務人月：3.68
- （6）業務日数：

- ・ 第1次 準備業務 10日、現地業務 15日、整理業務 5日
- ・ 第2次 準備業務 3日、現地業務 15日、整理業務 3日
- ・ 第3次 準備業務 3日、現地業務 15日、整理業務 3日
- ・ 第4次 準備業務 5日、現地業務 10日、整理業務 5日

本業務においては複数回の渡航により業務を実施することを想定しており、具体的な調査業務日程は提案が可能です。

現地業務期間等の具体的条件については、「6. 業務上の特記事項」を参照願います。

2. 業務の背景

パラオ国（以下、「当国」）は人口約1.8万人の島嶼国であり、一人当たりGNIは高いものの、米国との自由連合協定に基づく財政支援に依存した公的セクター中心の経済構造を有している。主要産業である観光業は外国人労働力への依存度が高

く、食料についても大部分を輸入に頼る一方で、国内農産物は家庭菜園レベルの生産が中心で流通量は限られている。新型コロナウイルスによる観光業の停滞や米国支援の不透明化を受け、当国では食料・経済安全保障の観点から自国産業育成への機運が高まり、農業はその重点分野と位置づけられている。

しかし、農業発展における深刻な課題としてミバエ被害があり、果物栽培及び商業化を大きく阻害している。農業・漁業・環境省が策定した「パラオ国開発計画（2023-2027）農業部門」では、侵略的外来種（IAS）の管理と新規侵入防止を食料安全保障上の最優先課題として位置づけ、ミバエを含むIAS対策の制度化の必要性が強調されている。

こうした背景を踏まえ、2021年5月には「日パラオ農業協力に関する覚書」が署名され、同年6月の首脳会談では当国大統領よりミバエ対策技術の移転が要請された。その後、ミバエの防除とそれによる果物の生産拡大と販売促進を目的とした「果実生産・販売促進のためのミバエ類防除システム開発プロジェクト」が2025年1月に開始され、ミバエ防除専門家によるモニタリング調査を経て、現在は来年開始予定の防除活動に向けた資機材調達や各州との調整が進められている。

さらに、当国では果物の市場価値が高い一方で、農家の販売促進・マーケティング能力が十分ではなく、収益向上に向けた戦略や流通ネットワーク整備が課題となっている。本業務では、プロジェクトで実施するミバエ被害軽減を通じた果物の生産基盤の強化に加えて、果物の市場競争力向上を目指し、流通網構築やマーケティング戦略策定を包括的に支援し、JICA専門家チームや農業・漁業・環境省、現地関係団体と連携し、プロジェクトによりミバエ対策がなされた果物のブランド化や販売促進活動の強化により、生産から販売まで一貫した能力向上を図り、当国の農業の自立的発展に寄与することを目的としている。なお、対象果物はパイアとグアバの2種類が確定しているが、今後変更される可能性がある。

3. 期待される成果

- 果物の販売促進戦略及びブランディング案が作成される。
- 国内市場向け流通ネットワーク構築に向けた道筋が整理される。
- マーケティング技術が対象農家により習得、実践される。
- 農業・漁業・環境省に「果物販売促進・マーケティング戦略」が提出される。

4. 業務の内容

本業務従事者は、当該プロジェクトの「果物販売促進・マーケティング」分野の専門家として、農業・漁業・環境省農業局（BOA）と協働し、他ドナーと協調しながら対象農家の販売促進能力向上及び流通ネットワーク整備を支援する。

具体的な担当事項は次のとおりです。

(1) 第1次準備業務 (2026年3月下旬)

- ① JICA 経済開発部、JICA パラオ事務所、プロジェクト専門家チームと連絡・調整を行い、第1次派遣で実施すべき調査項目、優先課題、関係機関との連携方針を整理する。
- ② 既存の関連文書や国内外の果物のマーケティング事例、パラオの対象果物に関する市場情報を収集、精査する。
- ③ 上記を踏まえ、現地調査計画および全体の業務実施方針を取りまとめた「ワークプラン (和文・英文)」を作成し、JICA 経済開発部に提出して承認を得る。

(2) 第1次現地業務 (2026年4月)

- ① 「ワークプラン」を農業・漁業・環境省に説明をして業務の実施方針を確認する。
- ② 対象農家 (約4~8世帯を想定) を訪問し、生産体制・販売方法・課題・希望をヒアリングした上で、果物販売ルートや販売量のベースラインを設定する。
- ③ 行政機関、流通事業者、市場関係者等との協議を行い、果物販売促進・マーケティング戦略の現地適合性を確認する。
- ④ 現地ヒアリング及び協議の結果をもとに、想定する市場ごとに市場分析を実施し、農家ごとの需要特性や販売課題を整理する。
- ⑤ 現地の小規模市場、露店、ホテル、レストラン、観光施設などの市場に関する情報を収集し、果物が各市場に流通する様子をまとめた流通マップ (商流図) 作成のための基礎データを整理する。
- ⑥ 農業・漁業・環境省と対象農家や同省職員を対象とした研修の内容や実施方法について協議を行う。

(3) 第1次整理業務 (2026年5月)

- ① 第1次現地業務における調査結果、流通ネットワークの課題および改善方針などを整理し、現地業務結果報告書 (和文) として取りまとめ、JICA 経済開発部へ提出し、報告する。

上記報告書とは別に以下の成果物を作成する：

- ・ 流通マップ (英文)

(4) 第2次準備業務 (2026年7月)

- ① 第1次業務の結果を基に果物販売促進・マーケティング戦略 (案) を作成する。

② 農業・漁業・環境省をはじめとする関連機関との協議やパイロット的な果物の流通の実証に必要な資料やスケジュールを作成する。

(5) 第2次現地業務 (2026年8月)

① 果物販売促進・マーケティング戦略(案)の内容を農業・漁業・環境省に説明し、内容について合意する。

② 農家向け研修を実施し、市場が求める品質、商品価値の向上方法、簡易パッケージング、SNS等を活用した販売促進の基本など、初期段階のマーケティング技術の向上支援を行う。

③ 第1次現地業務結果をうけ国内市場向けブランディングガイドライン、SNS活用マニュアルの草案を検討する。

(6) 第2次整理業務 (2026年9月)

① 第2次現地調査結果を現地業務結果報告書(和文)としてまとめ、JICA経済開発部に提出し、報告する。

上記報告書とは別に以下の成果物を作成する：

- ・ 国内市場向けブランディングガイドライン案(英文)
- ・ SNS活用マニュアル案(英文)

(7) 第3次準備業務 (2027年1月)

① 必要に応じて作成済の国内市場向けブランディングガイドライン、SNS活用マニュアル、流通マップ、果物販売・マーケティング戦略を修正して最終化し、経済開発部と長期専門家の了解を得る。

(8) 第3次現地業務 (2027年2月)

① 農業・漁業・環境省と共に対象農家のモニタリングを行い、市場反応や運用上の課題を把握し、必要に応じ果物販売促進・マーケティング戦略の改定案を提示する。

② 農業・漁業・環境省と協働して農家向けに実践的研修を実施し、自立した販売促進が可能となるよう指導する。研修内容は以下の通り。

- ・ 価格設定、販売促進資材作成、ブランド要素の活用、販売計画立案等の基本的マーケティングスキルの指導
- ・ 市場分析結果に基づく販売戦略の具体的意思決定支援
- ・ 国内市場向けブランディングガイドライン案を用いたマーケティング
- ・ SNS活用マニュアル案を用いた情報発信能力の向上
- ・ 流通マップを参照した物流改善や販売タイミングの指導

- ③ 農業・漁業・環境省職員を対象としたマーケティング指導を行い、業務終了後も自立的に戦略が運用できる体制構築を支援する。

(9) 第3次整理業務(2027年3月)

- ① 第3次現地業務の現地業務結果報告書(和文)をJICA経済開発部に提出し、報告する。

(10) 第4次準備業務(2027年6月)

- ① 果物販売促進・マーケティング戦略(案)の最終化を行う。
- ② 国内市場向けブランディングガイドライン案、SNS活用マニュアル案の最終化を行う。

(11) 第4次現地業務(2027年7月)

- ① 農業・漁業・環境省と共に対象農家のモニタリングを行い、その結果を以て必要に応じて果物販売促進・マーケティング戦略、国内市場向けブランディングガイドライン、SNS活用マニュアルの修正を行う。
- ② 農業・漁業・環境省に対して最終版の果物販売・マーケティング戦略について説明を行い、承認を得る。
- ③ 必要に応じて追加で農業・漁業・環境省職員を対象としたマーケティング指導を行うとともに、業務終了後のパラオ政府の実施体制について最終確認を行う。

(12) 第4次整理業務(2027年8月)

- ① 第4次現地業務の現地業務結果報告書(和文)をJICA経済開発部に提出し、報告する。
- ② 専門家業務完了報告書(和文)を、JICA経済開発部に提出し、報告する。

特に具体的な提案を求める事項は以下の通りです。

No.	提案を求める項目	業務の内容での該当箇所
1	果物栽培を行っている農園は数えるほどしか存在せず、家庭菜園レベルの果物栽培が大半を占めるパラオにおける販売促進と市場拡大の方策	第2次～第4次業務
2	SNS を活用した販売促進方策	第2次、第3次業務

また、簡易プロポーザルで求める類似業務経験及び語学は以下の通りです。

類似業務経験の分野	農産物の販売・マーケティング支援に係る各種業務 (果物をはじめとした農産物であればより望ましい)
対象国及び類似地域	大洋州
語学の種類	英語

5. 提出を求める報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおりです。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

報告書名	提出時期	提出先	部数	言語	形態
ワークプラン	業務開始より2週間以内	JICA 経済開発部	-	英語	電子データ
			-	日本語	電子データ
流通マップ	第1次現地業務の完了後	JICA 経済開発部	-	英語	電子データ
国内市場向けブランディングガイドライン案、SNS活用マニュアル案	第2次現地業務の完了後（最終版は第4次現地業務完了後）	JICA 経済開発部	-	英語	電子データ
現地業務結果報告書	4回の各現地業務終了時	JICA 経済開発部	-	日本語	電子データ
果物販売・マーケティング戦略	業務完了報告書提出時	JICA 経済開発部	-	英語	電子データ
業務完了報告書	契約履行期限末日	JICA 経済開発部	-	日本語	電子データ

6. 業務上の特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

「4. 業務の内容」に記載の現地業務期間に応じて提案してください。但し、業務人月及び、渡航回数は「1. 担当業務、格付、期間等」の「(6) 業務日数」に記載の数値を上限とします。

② 現地での業務体制

本業務に係る現地業務従事者は、以下の長期専門家・短期専門家です。

ア プロジェクトマネジャー／業務調整（長期専門家）

イ ミバエ防除（短期専門家）

(2) 参考資料

本業務に関する以下の資料を JICA 経済開発部農業農村開発第1グループから配布しますので、edga1@jica.go.jp 宛にご連絡ください。

- ・ 詳細計画策定調査報告書
- ・ R/D

7. 選定スケジュール

No.	項目	期限日時
1	簡易プロポーザル、見積書の提出期限日	2026年2月13日 12時まで
2	評価結果の通知日	2026年2月25日 まで

8. 応募条件等

(1) 参加資格のない者等：「パラオ国ミバエ類防除システム開発プロジェクト詳細計画策定調査（評価分析）」（調達管理番号：23a00341）の受注者（株式会社レックス・インターナショナル）及び同業務の業務従事者

(2) 必要予防接種：特になし

9. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出方法：国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

- ◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版の「別添資料 11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

- ◇ 評価結果説明の取り止め：2023 年 6 月 30 日のお知らせに掲載（<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>）のとおり、2023 年 7 月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止めています。

10. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ① 業務実施の基本方針 16 点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制 4 点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
 - ① 類似業務の経験 40 点
 - ② 対象国・地域での業務経験 8 点
 - ③ 語学力 16 点
 - ④ その他学位、資格等 16 点

(計 100 点)

11. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版の「XI. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃を見積もってください。

(2) 現地での活動に必要な経費

以下に記載の経費については、プロジェクトの在外事業強化費から支払う予定です（当該経費は契約には含みませんので、見積書への記載は不要です）。

- ・車両関係費（通勤を除く業務用）
- ・通信・運搬費（携帯電話通信費）
- ・資料等作成費（作成資料印刷費）
- ・雑費（各種ミーティング、ワークショップ開催費）

(3) 便宜供与内容

ア) 空港送迎：第1次現地業務の到着時のみ、便宜供与あり

イ) 宿舍手配：第1次現地業務の到着時のみ、便宜供与あり

ウ) 車両借上げ：なし

エ) 通訳傭上：なし

オ) 現地日程のアレンジ：長期専門家がアレンジに協力し、極力同行します。

カ) 執務スペースの提供：プロジェクトオフィス（インターネット環境有）

12. 特記事項

(1) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヵ月を越えますので、前金払の上限額

を制限します。

具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（１）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- １）第１回（契約締結後）：契約金額の 26% を限度とする。
- ２）第２回（契約締結後 13 ヶ月以降）：契約金額の 14% を限度とする。

（２）部分払いの設定¹

本契約については、１会計年度に１回部分払いを設定します。具体的な部分払いの時期は、契約締結時に確認しますが、以下を想定します。

- １）2026 年度（2027 年 2 月頃）

（３）その他

①業務実施契約（単独型）については、単独（１名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

②現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA パラオ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

③本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念

¹ 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。

- ④ 発注者、受注者との間で業務仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。
- ⑤ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定します。
- ⑥ 公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

以上